

厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学特別研究事業

「東京地下鉄サリン事件における救護・医療対応記録、カルテ等のアーカイブ化のための研究」

(令和)元年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 奥村 徹

(令和)二(2020)年 5月

目 次

I . 総括研究報告	
「東京地下鉄サリン事件における救護・医療対応記録、 カルテ等のアーカイブ化のための研究」	----- 1
奥村 徹	
(資料1) 地下鉄サリン事件被災者受け入れ病院のアンケート調査用紙	
(資料2) 表1 アンケート調査結果	
II . 分担研究報告	
1 . 東京地下鉄サリン事件における歴史的事実のアーカイブ化 実装化に関する研究	----- 13
前川 和彦	
2 . 東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録の アーカイブ化のための研究	----- 14
石松 伸一	
3 . 松本サリン事の知見に関わる研究	----- 15
那須 民江	
4 . 東京地下鉄サリン事件における長期的な医学的影響の 記録のアーカイブ化のための研究-	----- 16
山末 英典	
5 . 医療記録のアーカイブ化にかかる阪神・淡路 大震災等における知見の活用	----- 17
吉岡 敏治	
III . 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 26

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「東京地下鉄サリン事件における救護・医療対応記録、カルテ等のアーカイブ化のための研究」

研究代表者 奥村 徹（公財）日本中毒情報センター 理事 ディレクター

研究要旨

【研究目的】東京地下鉄サリン事件の風化は確実に進んでいる。そのため被害者の診療録が廃棄されるなど貴重な記録が散逸しつつある。本研究では、東京地下鉄サリン事件における医療・救護情報のアーカイブ化及びその活用に関する基本構想を研究した。【研究方法】救護・医療情報の存在のリストアップ、情報収集の可能性に関する予備調査（医療機関アンケート調査）、アーカイブ化に関する諸課題の検討、アーカイブの活用方法の検討と提言の項目に沿って議論、調査を行った。兵庫県人と防災未来センターの震災アーカイブ、熊本地震アーカイブ、忠海病院における毒ガス障害者のカルテ保存の状況も現地調査した。【結果と考察】医療機関へのアンケート調査では回答率は35.9%（14/39）と低く、対象39医療機関のうち、大学付属病院は12病院含まれていたが、うち回答は皆無と関心の低さが目立ち、医療機関では確実に資料の散逸化、風化が見られ始めていた。アーカイブの対象となるものは広く捉え単に診療録（カルテ）に留まることなく、写真、動画、出版物、個人の日記、聞き取り、学会発表のデータ、未発表データ、松本サリン事件に関わる情報、本邦の化学兵器の歴史、など今後散逸しかねない資料を幅広く収集することとした。法的には、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があり、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。診療録をそのまま、pdf保存するか、個人情報情報を消去した上でpdf化するか、必要項目を定めて転記しデジタル化を図るか、様々なアーカイブ化の方法が考えられたが、将来の活用の道を残すため、可能な限り、一次資料としての生データをなるべく網羅しすべきであると思われた。阪神淡路大震災の知見よりoral history を有効に活用すべきことが示唆された。【結果】今後資料の収集にあたっては、医療機関のみならず、地下鉄事業者（帝都高速度交通営団（現東京メトロ））、地区医師会、消防（搬送記録）、警察（被害届）、検察、裁判所（裁判記録）被害者本人、家族、被害者団体、被害者支援団体、防衛省、科警研、メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）、著述家、研究者、研究団体（後の健康調査）、出版社、地方公共団体等様々な関係機関の情報に当たり、適宜キーパーソンのoral historyも聴取すべきである。法的問題の解決方法は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも、同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点にある。

研究分担者

前川和彦 社会医療法人東明会原田
病院 理事長補佐 院長
補佐
石松伸一 聖路加国際病院 副院長
救急部部長、救命救急セ
ンター長
那須民江 中部大学 特任教授
山末英典 国立大学法人浜松医科大
学 教授
吉岡敏治 森ノ宮医療大学 教授
副学長

A. 研究目的

1995年3月に起こった東京地下鉄サリン事件は、前年6月に起きた松本サリン事件と共に、市民に対するテロの手段として化学剤を使った史上初めての例であり、世界でも稀に見る大都市圏における化学兵器を利用した無差別テロ事件であった。1995年当時としては、平時の大都市において無差別に化学兵器が使用されるという世界にも類例のないテロリズムであったため、世界的に大きな衝撃を与えた。それまで化学剤は兵器として戦場で使用されたが、事件以降市民に対するテロの手段として認識されるようになり、国際的にもテロ対策に大きな変更を迫った事件であるとも言えた。

しかし、事件から25年経とうとして現在、事件に関わった全ての死刑囚の死刑は施行され、事件に対応した初動対応要員は各所属組織を定年退職する時代となり医療機関で対応した医療従事者の多くは当時勤務していた医療機関から離れており、事件の風化は確実に進んでいる。そのため、被害者の診療録が廃棄されるなど、極めて貴重な記録が散逸しつつある。そのため、事件の風化を食い止めるため、診療録はもちろん医療機関のみならず、消防、警察、地方自治体、自衛隊、司法など関係する機関における事件の救護・医療に関するデータを収集、保全、活用するアーカイブ化することが望まれる。事件を経験した世代として本事件の記録を残し、次世代に繋ぐことは社会的責務であり、国際的にも例を見ないテロの記録を残すと言う意味では国際的責務であると言える。

自然災害のアーカイブ化が始まっているが、人為災害の領域では前例が殆ど無く本研究では、東京地下鉄サリン事件における医療・救護情報のアーカイブ化及びその活用に関する基本構想を研究する。アーカイブ化に際しては、著作権・肖像権・プライバシー権等に係る法的権利処理課題も避けて通れないので、これについても調査し、問題点を整理する。また、デジタル・アーカイブ化に関しては、平成29年4月デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局知的財産戦略本部）報告書「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会）」が出されたところであり、このガイドラインに沿って検討を行う。

B. 研究方法

1. 救護・医療情報の存在のリストアップ

研究代表者の奥村は研究全体の総括を行う。研究分担者の前川は、事件当時から被災者を収容した各医療機関の患者調査、その後の健康調査にも深く関与してきた。石松は事件で最も多くの患者を収容した聖路加国際病院で緊急対応にあたり、その後の健康調査を主体的に行なってきた。那須は松本サリン事件の健康被害把握に長らく関与してきた。山末は事件の長期的な医学的影響の研究に関与してきた。吉岡は、阪神淡路大震災における医療機関の広範なカルテ調査を実施した。以上、研究者分担者は、事件当時の救護・医療を把握する上で鍵となる当事者であり、事件後長年にわたり事件の医学的影響に関与してきた。以上の研究体制により、漏れの無いリストアップを目指す。また、同じサリンによるテロ事件で共通点の多い、松本サリン事件の対応に当たった医療機関も調査対象に含めるかの検討も行う。

2. 情報収集の可能性に関する予備調査

リストアップが完成した後、どの施設にどういった形で資料が残存しているのかを調査し、アーカイブ化のための情報収集に同意しうるか否かを把握する。また、同意できない場合の理由、どういう条件を満たしたら同意できるのかを調査し、医療・救護データのアーカイブ化における課題を分析する。前川、石松のこれまでの患者調査における知見をふまえ

予備調査に活かす。同様に、那須の松本サリン事件での知見、吉岡の阪神淡路大震災時の知見も併せて活かす。また、山末の後遺症調査に当たった知見を活かし、現在も後遺症に悩まされる被害者の継続的な記録保持が可能であるかを検討する。

3. アーカイブ化に関する諸課題の検討

医療・救護に関するデータのアーカイブ化に関わる諸問題について調査を行う。

第1に、先行事例としてアーカイブ化に取り組んでいる事例を調査する。阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターでは約16万点もの大規模な震災資料を保存・整理し、その活用方策をたて、先例の少ない現代資料の扱いにおける先駆的な機関を目指している。また、東日本大震災については、既に、震災の記録等を国全体として収集・保存・提供し、被災地の復興事業、今後の防災・減災対策や学術研究、教育等へ活用することができる「ひなぎく(国立国会図書館東日本大震災アーカイブ)」が構築されている。この二つのアーカイブ化を調査し本研究に役立てる。

第2に、著作権・肖像権・プライバシー権等に係る法的権利処理課題についても調査し、問題点を整理する。また、デジタル・アーカイブ化に関する諸問題についても検討、問題点を整理する。デジタル・アーカイブ化に関しては、平成29年4月デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会報告書「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン(デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会)」に沿って検討を行う。

第3に、テロ被害者の医療・救護データの個人単位での紐づけの可能性に関する検討を行う。紐づけを行うことより、発災現場での対応状況から医療機関における情報まで連結して検討を行うことができるようになるが、個人情報保護の観点を考慮し紐づけが現実的に可能であるか、可能である場合に、どのように実施しデータを取り扱うかを検討する。データ管理上の観点については、サリ

ン事件被害者調査にも関わった疫学専門家を研究協力者として検討する。

本テーマに関しては、前川、石松のこれまでの被害者の疫学調査における知見をふまえカルテを持つ医療機関の実情に配慮した円滑なアーカイブ化に活かす。同様に那須の松本サリン事件での知見、吉岡の阪神淡路大震災時の知見も併せて活かす。また、山末の後遺症調査に当たった知見を活かし、現在、今後も後遺症に悩まされる被害者の継続的かつ継続的な記録保持が可能であるかを検討する。

4. アーカイブの活用方法の検討と提言

上記、1-3の検討において医療・救護等のデータのアーカイブ化に関する方法論や課題を整理した上で、アーカイブをどのように活用可能か、化学テロに対する救護・医療対策の向上のための具体的な活用方法やデータの取り扱い方法について検討し、提言を行う。これに関しては、前川、石松のこれまでの患者調査における知見をふまえ、活用方法の検討に活かす。同様に、那須の松本サリン事件での知見、吉岡の阪神淡路大震災時の知見も併せて活かす。また、山末の後遺症調査に当たった知見を活かし、広範かつ科学的な後遺症調査を可能とするための方法について検討する。

(倫理面への配慮)

本研究では、実際の資料収集には着手しないため、倫理上の問題は起こり得ないが、実際の資料収集に当たって倫理的な問題が生じないように、配慮した。

C. 研究結果

主任研究者の奥村は、吉岡分担研究者と共に、兵庫県人と防災未来センターの震災アーカイブの取り組みについて調査、大久野島の毒ガス障害者のカルテ保全の状況の視察を行った。これらの視察の詳細に関しては、分担報告書に譲る。これらのほかに、奥村は、熊本県庁の熊本地震デジタルアーカイブに関して実地調査を行い、また、東京地下鉄サリン事件の被災者対応に当たった病院の現状調査アンケートを行った。また、アーカイブ化における法的問題研究協力者の岡本祐司弁護士に整理していただいた。そこで、この3点をまず報告し、松本サリン事件との関連、文献の検索、アーカイブの活用の方向性についても記載した。

1. 熊本地震デジタルアーカイブ

熊本地震デジタルアーカイブは地震の2ヶ月後のくまもと復興・復興有識者会議（メンバー：御厨貴 東京大学教授、五百旗頭真 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長、河田恵昭人と防災未来センターセンター長ほか）の提言を踏まえたものである。

目的は、地震の経験を教訓として国民全体で共有し今後活かすこととし、被害の実情や復興・復興の過程で得たノウハウ、教訓等をしっかりと記録に残し、整理・蓄積し、後世に残してゆくというものである。具体的には、県から、文書・写真・動画等の資料を他県、県内市町村、大学その他に依頼し収集していると言う。経費的には今までで3億円かかり、およそ半分は地方創生推進交付金で賄われていると言う。専任職員は班長と1.5人であるが、立ち上げ時にはもっと多くの職員が関わった。医療に関する資料は、日赤とDMATの報告書が中心で、個人情報以外は外してあるとのことであった。資料は公開資料20万点に及び、適宜、サイトに掲載している。資料は適宜、防災・減災対策に活かされるほか教育現場や広報誌で活用され、資料の整理、分析、発信に努めていると言う。また、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」とも連動している。教訓としては、当初、対応している最中に記録を残す事に関して、「そんなことしてる暇はない」とばかりに、記録を残す気持ちが県庁職員の間でも温度差があった事だったと言う。Oral history 的には、語り部の映像収録等も行っていると言う。NHKや熊本日日新聞、KAB 熊本朝日放送とも良好な関係を築いていると言う。

2. 東京地下鉄サリン事件の被災者対応に当たった病院の現状調査

今回、東京地下鉄サリン事件の資料の散逸を未然に防ぐためにも、事件当時、被害者を受け入れたとされる39の医療機関にアンケート調査を行った。二度にわたって催促したが、回答率は35.9%（14/39）であった。特に、39医療機関のうち、大学付属病院は12病院あったが、うち、回答を頂けたのは、皆無と関心の低さが

目立った。回答を得た、医療機関の調査結果を表1に示す。これによると、既にカルテを廃棄した医療機関も散見した。個人情報削除した上で、カルテのアーカイブスへの提供は可能であるかの問いには、カルテを保存している殆どの医療機関で協力が得られた。一方、事件当時から在籍する職員への聞き取りは殆ど協力を得られなかった。医療機関職員へのoral history 聴取への難しさが浮き彫りとなった。

3. 地下鉄サリン事件アーカイブの法的問題（研究協力者 弁護士 岡本 祐司）

アーカイブ化の対象

令和元年7月25日付「地下鉄サリン事件の救護・医療等情報の保存に関する決議」（オウム真理教対策議員連盟）によれば、この度のアーカイブ化の対象たる情報は「地下鉄サリン事件の被害者の救護・医療等に係る情報」、「地下鉄サリン事件に係る被害、被害者の状況、関係者がどのように対応したか等の情報」であり、これら情報が化体された物件として例示されているのは、「搬送記録、自衛隊・警察や消防・医療関係者等の現場での活動記録、地下鉄内における関係者の活動記録など」、「カルテ、司法解剖記録、搬送記録等」である。

これら例示を参考に、上記情報が誰により取得されたか（つまり主体）の点に着目すると、以下のものが想起される。

- ・地下鉄事業者（具体的には帝都高速度交通営団（現東京メトロ））
- ・消防（搬送記録）
- ・医療機関（カルテ等）
- ・警察
- ・検察
- ・裁判所
- ・被害者本人、家族、被害者団体
- ・メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）
- ・著述家
- ・研究者、研究団体（後の健康調査）
- ・出版社
- ・地方公共団体

なお、事件から既に二十余年もの長年月を経ているので、いつなんどき破棄されるかもしれない。破棄を防ぐため、アーカイブ化事業の本格始動に先立って関係者へ保全を要請しておくべきであろう。

アーカイブ化の方法

一般論として、2通りの方法が考えられる。第1は、特定の機関が情報（コンテ

ンツ)を保有し、かつ、ポータルサイトを運営する方法である。第2は、ポータルサイト運営機関が情報までを保有しない方法(情報に係る権利者から許諾を得て公開機関が公開する方法)である。国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」は第2の方法である。もっとも、この度の決議(上記)では「総合的にアーカイブ化」することに加えて「適正に保存すること」までが求められており、要するに、第1の方法が求められているものと理解される。第1の方法でも第2の方法でも、関係者の権利(プライバシー、所有権、著作権、商業財産権等)への対処が必要であるが、より難渋するのは第1の方法であろう。

「救護・医療等に係る情報」を公開するにあたっての留意点

まずは、公開が元来想定されている情報(公開について明示又は黙示の承諾がある情報等)とそうでない情報を分けて考える必要がある。

問題となるのは後者(公開が元来想定されていない情報)であり、これについては結論から端的に言えば、公開にあたって採るべき手段は、十分に匿名化するか、本人の承諾を得るかの二択である。

この度のアーカイブ化の対象たる情報は「地下鉄サリン事件の被害者の救護・医療等に係る情報」、「地下鉄サリン事件に係る被害、被害者の状況、関係者がどのように対応したか等の情報」であり、これは原則的に後者(公開が元来想定されていない情報)に該当する。なお、個人情報は「生存する個人に関する情報」ものに限られることに注意が必要である(個人情報保護法でもそうであるが、一般に、死者については、既に保護対象となる権利の帰属主体本人が存在しないために、プライバシーが観念されない。)。

公開が元来想定されていない情報に該当するとすれば、個人情報保護委員会が示す、以下の匿名加工基準を充足しなければならないのではないと思われる(個人情報保護法ガイドライン(匿名加工情報編))。個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること

(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- b. 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- c. 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- d. 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の期日等に置き換えることを含む。)
- e. 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

しかしながら、これら(特にa, d, e)を充足することは容易でない(なお、bは患者ID等を削除するか、又は、別の符号に置換することにより、cは連結符号表を作成しないことにより、対応することになるか)。また、これらをすべて充足する場合にはアーカイブとしての価値が損なわれることになりかねない(例えばd)。

存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があるように思われ、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。問題は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも、同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点である。

4. 松本サリン事件との関連

松本サリン事件に関しては、松本サリン中毒事件の報告書および論文を収集し

アーカイブ化に備える、10年経過しても「目の疲れ」や「体の疲れ」といった自覚症状があるので、報告されている文献を参照にその原因を探る、10年目の調査の結果を論文化する、東京地下鉄サリン中毒事件の中毒者との臨床症状や自覚症状の違いを明らかにする、可能であれば、近隣住宅地へのサリン濃度シミュレーションを行い、中毒重症度や中毒症状とサリン濃度との関連性を明らかにする、などの議論がなされた。

5. 文献的検索

現時点の東京地下鉄サリン事件関連の文献をPubMedで検索すると、国内からの42編の報告はその多くが、東京大学21編（精神医学（10編）、公衆衛生（8編）、神経内科（2編）、法医学（1編））や聖路加国際病院8編など同一施設からのもので、資料保管やアーカイブ化の倫理面的問題が解決出来れば、報告の元となっている診療録や研究資料にアクセス出来る可能性があると思われた。

6. アーカイブの活用の方向性

アーカイブは公開が原則であり、如何に多くの人々に利用してもらえかが重要となる。先行事例を挙げるまでもなく、アーカイブのデジタル化は歴史の必然であり、デジタル化する事によって検索、webでの公開が容易となり、より活用の道も広がる。一方、web上での公開にはそれなりの資金も必要となる（熊本の場合は、現在まで約3億円初期投資がかかっている）。本来であれば、明確にアーカイブの活用方法を先に決めておくのは正論である。しかし、その反面、多くの生データ、一次資料さえあれば、今後、分析方法の進化により新たな活用方法も出てくる側面もある。この意味で、本アーカイブ化においては既に失われつつある生データ、一次データに関しては最大限収集することとした。

D. 考察

医療機関へのアンケート調査の回答率を見ても、かつて当事者であった組織においても確実に風化が進んだ。本研究班では、アーカイブの対象となるものを広く捉え単に診療録（カ

ルテ）に留まらず、写真、動画、出版物、個人の手記、聞き取り、学会発表のデータ、未発表データなど今後散逸しかねない資料を幅広く収集することとした。また、東京地下鉄サリン事件に留まらず、事件の理解に必要な松本サリン事件、化学兵器の歴史に関する資料もその対象にすべきと思われた。

アーカイブ化における諸問題の論点整理のため、人と防災未来センターの震災アーカイブ、熊本地震デジタルアーカイブの状況、大久野島の毒ガス障害者のカルテ保全の状況の視察を調査したが、全二者は比較的潤沢な資金と労働力が確保されていた、大久野島のガス障害者に対する忠海病院の取り組みは、限られた予算のなかで、地道にカルテのpdf化に取り組んでおられた。

今回の研究では、診療録を忠海病院と同様の手法でpdf保存するか、個人情報情報を消去した上でpdf化するか、必要項目を定めて転記しデジタル化を図るか、様々なアーカイブ化の方法が考えられたが、将来の活用の道を残すため、可能な限り、一次資料としての生データをなるべく網羅したい。

しかしながら、法的、倫理的には、研究協力者の岡本弁護士の論考にもあるように、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があるように思われ、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。問題は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点にある。また、テロ被害者の医療・救護データの個人単位での紐づけの可能性については、匿名化すれば意味がないので、患者の同意をとる必要があるものと思われるが、相当な困難が予測される。

本年度は、まず医療機関にアーカイブ化を提案させていただいたが主要な機関ではご快諾を頂き、今後は更なる医療機関の協力を仰ぎたい。また事件に対応した関係各機関にも救護・医療対応に関わる情報収集を行いたい。また、労災申請書や犯罪被害者給付金申請関連も多くの貴重な情報があるが、個人情報の点から言うと収集は困難かもしれない。今後はさらに、アーカイブ化に向けて細部を詰める必要がある。NPO法人の追跡調査、健康診断結果、慢性期の健康調査は、匿名

化を進めれば、重要なアーカイブになるものと思われる。

また、今回の研究において、阪神淡路大震災のレビューで、oral history を有効に活用すべきことが示唆された。特に東京地下鉄サリン事件のように既に資料が散逸しかかっている事例では、関係者の高齢化が進むなか、この数年で関係者の証言を集めることは最後のチャンスかもしれない。

E. 結論

東京地下鉄サリン事件に関する救護・医療対応記録、カルテ等のアーカイブ化に関して検討を行ない、以下の点が明らかとなった。

1. 事件から25年経ち、医療機関では、確実に資料の散逸化、風化が見られ始めていた。
2. アーカイブの対象となるものを広く捉え単に診療録（カルテ）に留まることなく、写真、動画、出版物、個人の手記、聞き取り、学会発表のデータ、未発表データ、松本サリン事件に関わる情報、本邦の化学兵器の歴史、など今後散逸しかねない資料を幅広く収集することとした
3. 法的には、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があり、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。問題は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも、同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点である。
4. 診療録をそのまま、pdf保存するか、個人情報情報を消去した上でpdf化するか、必要項目を定めて転記しデジタル化を図るか、様々なアーカイブ化の方法が考えられたが、将来の活用の道を残すため、可能な限り、一次資料としての生データをなるべく網羅すべきである。
5. 今後資料の収集にあたっては、医療機関のみならず、地下鉄事業者（帝都高速度交通営団（現東京メトロ））、消防（搬送記録）、警察（被害届）、検察、

裁判所（裁判記録）被害者本人、家族、被害者団体、メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）、著述家、研究者、研究団体（後の健康調査）、出版社、地方公共団体等に当たってより広範な資料収集を目指すべきである。

6. 今回の研究において、阪神淡路大震災の知見で、oral history を有効に活用すべきことが示唆された。特に東京地下鉄サリン事件のように既に資料が散逸しかかっている事例では、関係者の高齢化が進むなか、残された時間は限られている。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

監修 Tetsu Okumura WHO Public Health Response to Biological and Chemical Weapons: WHO Guidance:Blue Book 2020 (in press)

Tamie Nakajima Part 1 Sarin Attacks in Japan: Acute and Delayed Health Effects in Survivors in THE Matsumoto case: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier (in press) 2020.

Tetsu Okumura, Toshiharu Yoshioka, and Tetsuo Satoh Part 2 Tokyo Sarin Attack: Acute Health Effects: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier (in press) 2020.

Hidenori Yamasue Part 3 Structural Changes in the Human Brain Related to Sarin Exposure: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier (in press) 2020.

2. 学会発表

奥村 徹 2020年2月22日 第40回日本

中毒学会西日本地方会 特別教育講演

「東京地下鉄サリン事件から25年
その残された課題」

H. 知的財産権の出願・登録状況
(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

(資料1) 地下鉄サリン事件被災者受け入れ病院のアンケート調査用紙

御中

東京地下鉄サリン事件に関わる調査のお願い(再送)

公益財団法人 日本中毒情報センター

理事 メディカル・ディレクター

奥村 徹

突然のお便り失礼いたします。わたくし、厚生労働科学特別研究班「東京地下鉄サリン事件における救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究」の主任研究者を拝命しております、公益財団法人 日本中毒情報センターの奥村と申します。常日頃の中毒診療におけます皆様方のご厚情を心より感謝申し上げます。

1995年3月に起こった東京地下鉄サリン事件は、前年6月に起きた松本サリン事件と共に、市民に対するテロの手段として化学剤を使った史上初めての例であり、世界でも稀に見る大都市圏における化学兵器を利用した無差別テロ事件でございました。しかし、事件から25年経とうとする現在、事件に関わった全ての死刑囚の死刑は施行され、事件に対応した初動対応要員は各所属組織を定年退職する時代となり、医療機関で対応した医療従事者の多くは当時勤務していた医療機関から離れており、事件の風化は確実に進み、被害者の診療録が廃棄されるなど、極めて貴重な記録が散逸しつつあります。そのため、本事件の風化を食い止めるため、診療録はもちろん医療機関のみならず、消防、警察、地方自治体、自衛隊、司法など関係するすべての機関における情報のうち事件の救護・医療に関するデータを収集、保全、活用するアーカイブ化の実現に向けた取り組みを研究班では行っております。

つきましては、お忙しいところ、誠に恐縮ですが、貴機関におけます、東京地下鉄サリン事件に関わる資料の現存状況をお教えいただきたく何卒ご協力のほどお願い申し上げます。本調査で得られた結果は、各医療機関名を研究班外に出すことは決して行いませんし、研究報告のなかでは、個別の医療機関が特定されること無い形式の発表とさせていただきます。

なお、研究報告の関係から3月10日を最終締め切りにしておりますので、宜しくご高配いただきたくお願い申し上げます。

記

設問 別添用紙を参照

回答様式 用紙に直接ご記入いただき返送ください

調査時点 令和2年2月現在

回答期限 令和2年3月10日

以上

設問 1

貴院では東京地下鉄サリン事件当時何名の事件被害者を診察されましたか、概算で結構ですので、内訳をご教示ください。

(名 うち入院 名)

設問 2

貴院には東京地下鉄サリン事件当時事件に対応された職員の方は現在もご勤務されておられますか あてはまるものに○をお付け頂き、概算で結構ですので、内訳をご教示ください。

いない

いる (医師 名 看護師 名 薬剤師 名 放射線技師 名
理学療法士 名 事務職員 名)

設問 3

貴院を東京地下鉄事件で受診した患者の診療録は保存しておられますか
あてはまるものに○をお付けください

(保存している 廃棄した)

廃棄された場合、設問 6 にお進みください

保存されている場合、設問 5 にお進みください

設問 4

廃棄された場合はいつごろに廃棄されましたか

ご回答されましたら設問 6 にお進みください

設問 5

保存されている場合、いつまでの保存をご計画されておられますか
あてはまるものに○をお付けください

(永久保存 概ね 年後まで 未定 その他)

設問6

診療録を個人名、住所などの個人情報を削除したうえで、その内容を
「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」にご提供頂くことは可能でしょうか
可能かどうかとその理由をお答えください

可能 不可能

設問7

診療録以外に事件の記録は貴院に存在しますか それを
「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」にご提供頂くことは可能でしょうか

あてはまるものに○をお付けください

- 個人所有の写真（あり なし）(提供可 不可)
- 貴院所有の写真（あり なし）(提供可 不可)
- 個人所有の動画（あり なし）(提供可 不可)
- 貴院所有の動画（あり なし）(提供可 不可)
- 個人の手記（あり なし）(提供可 不可)
- 学会発表のデータ（あり なし）(提供可 不可)
- その他未発表データ（あり なし）(提供可 不可)
- 本事件に関わる厚生労働科学研究等の研究報告書（提供可 不可）
- その他（あり なし）(提供可 不可)

設問8

「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」構想では、事件当時、事件に対応された方の聞き取り（オーラルヒストリー）も検討中ですが、貴院としてご協力いただけますか

協力する 協力できない

設問9

「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」構想に関して何かコメントはございますでしょうか。忌憚ないご意見をお待ちいたしております。

(資料2)表1 アンケート調査結果

医療機関	来院患者数	カルテ保存	アーカイブスへの協力意思	事件当時の職員	その職員への聞き取り
A	640	○	協力可	○	可能
B	105	○	協力可	○	不可
C	82	一部廃棄	協力可ただし患者の同意が必要	○	不可
D	80	○	協力不可	○	不可
E	69	○	協力可	○	不可
F	35	○	協力可	いない	いない
G	32	廃棄		いない	いない
H	数名	廃棄		○	記載なし
I	0				
J	0				
K	0				
L	0				
M	不明	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
N	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（分担）研究報告書

東京地下鉄サリン事件における歴史的事実のアーカイブ化実装化に関する研究

研究分担者 前川和彦（社医）東明会原田病院病院長補佐

研究要旨：本年は東京地下鉄サリン事件発生後25年の節目に当たる。本件に関しては事件直後に包括的なdebriefingが行われることもなく、記録は離散し、人々の記憶からも忘れ去られようとしている。そこで、向後の有効活用に資するべく、事故直後から数年後のサリンの慢性的健康影響の研究・調査に至るまでの医学的資料を収集し、アーカイブ化を図るための検討を行った。

A．研究目的

本件に関する貴重な医療情報の離散、散逸を防ぎ、今後の資料の有効活用を図るためにアーカイブ化を図ること。

B．研究方法

今年度は、関連する情報源の所在場所、情報の収集方法等について2回の班会議において検討した。

（倫理面への配慮）

個別の症例提示が必要な場合には患者属性の開示には配慮し、匿名化を図る。

C．研究結果

情報源の同定とそこから得られる目的とする情報は 事故直後から関与した東京消防庁、警視庁、営団地下鉄、自衛隊等の初期対応組織の活動記録より被災者の現場での状況、搬送方法、及び初動対応者自身の健康影響 被災者が搬入された医療機関での外来受診時のバイタルサインを含む医療情報（聖路加国際病院、東大救急部の集計情報）、入院患者の治療法、転帰を含む診療情報（聖路加国際病院、東大救急部の集計情報） サリンの急性中毒研究（聖路加国際病院、東大救急部の集計情報） サリンの慢性中毒研究（聖路加国際病院、東大医部公衆衛生、東大救急部） 本件に関するマスコミの報道（主要新聞、放送、TV）などが挙げられた。

D．考察

事故後5年が経過、特に医療に関連する資料は散逸し、人々の関心は風化してきている。平時の、大都市部での未曾有の化学兵器によるテロの医学的資料をアーカイブ化することは重要な、

意義のあるプロジェクトである。しかし、事故後25年という時間的経過が、記録の保存と収集の障害となっている。医療機関における診療記録の法的保存の義務は5年間であり、大部分の医療機関では当時の診療録を保存していない。今年度の検討から、当時の診療記録のある聖路加国際病院や都内62医療機関に入院した740例の被災者の急性期の診療情報（東大救急部の集計情報）が貴重な急性サリン中毒の情報源となることが判明した。慢性期のサリンの健康影響に関しては東大医学部公衆衛生と聖路加国際病院との共同研究や東大救急部を中心とした慶応大、日医大、日大、産業医学総合研究所の共同研究があり、専門誌や学会発表の資料がある。これらに加えて新聞、放送、TV等の報道各社それぞれにもアーカイブがあり、これらより必要な情報を得ることが可能との議論があった

E．結論

2回の班会議の結果、サリン被災者の現場での医療情報、医療機関での急性期中毒情報、慢性期の健康影響調査結果等の医療情報の情報源を同定したので、これらの医療収集し、アーカイブ化することを今後の研究計画とした。

F．健康危険情報

G．研究発表

1. 論文発表

今年度においては関連する論文発表はない。

2. 学会発表

今年度においては関連する学会発表はない。

H．知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得 なし。

2. 実用新案登録 なし。

3. その他

なし。

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書

「東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録の
アーカイブ化のための研究」

研究分担者 石松 伸十 聖路加国際病院病院長

研究要旨

地下鉄サリン事件のアーカイブ化に於いては、診療録はもとより、労災申請書、診断書、被害届、犯罪被害者給付金申請、NPO法人の追跡調査、健康診断結果が、資料として有用と思われた。

研究分担者氏名・所属研究機関名及
び所属研究機関における職名

（分担研究報告書の場合は、省略）

A. 研究目的

すでに事件発生から25年を経過しており、現存の情報源は限られると考えられるが、被害者の現状の把握や公衆衛生的予後判断、今後の社会制度の改善に資するためには有用と考えられる。

B. 研究方法

1. 診療録

事件当日以降、被害者が医療機関を受診した際の診療録である。法的には5年間の保存期間を過ぎており、すでに廃棄処分されたものもあると思われるが、いくつかの医療機関は保存していると言われており、また被害者がその後も患者として医療機関に通院を続けた場合には記録が残されている可能性もある。患者の身体状況や受傷場所など有益な情報も記載されて居ると思われる。

2. 労災申請書、診断書

事件当時、多くの被害者が通勤途上であったこと、受診に際しその多くが労働災害の手続きを取ったことを考えると労災の申請書や労災手続きのための医療機関からの診断書は確実に提出されていたことは明らかで、これらが確保可能ならば、被害者の「診断名」や住所、勤務先等の情報確認が可能と思われる。

3. 警察での被害届

事件後に多くの被害者が警察に被害届を出したものと推測されるが、実数は不明である。また事件後数年後（4-5年後）には警察庁から被害者への健康状態のアンケート調査が行われており、有益な情報と考えられる。

4. 犯罪被害者給付金申請者

平成20年にはオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が成立し、給付金の申請手続きが開始された。給付金の申請数は6000件以上と言われているが、現時点では被害者の母数の最も大きなデータである。

5. NPO法人の追跡調査、健康診断結果

NPO法人リカバリーサポートセンターでは事件後4年より被害者へのアンケート調査と健康診断を今日まで続けており、最も確実なデータを有するものと考えられる。また現在も新たな届けにも対応しており、現在最も多くの被害者情報を含有していると考えられる。

作成上の留意事項

1. 「A. 研究目的」について

- ・厚生労働行政の課題との関連性を含めて記入すること。

2. 「B. 研究方法」について

- (1) 実施経過が分かるように具体的に記入すること。

- (2) 「(倫理面への配慮)」には、研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と同意(インフォームド・コンセント)に関わる状況、実験に動物対する動物愛護上の配慮など、当該研究を行った際に実施した倫理面への配慮の内容及び方法について、具体的に記入すること。倫理面の問題がないと判断した場合には、その旨を記入するとともに必ず理由を明記すること。

なお、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)、疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)、遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)、臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年厚生労働省告示第425号)、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)及び申請者が所属する研究機関で定めた倫理規定等を遵守するとともに、あらかじめ当該研究機関の長等の承認、届出、確認等が必要な研究については、研究開始前に所定の手続を行うこと。

3. 「C. 研究結果」について

- ・当該年度の研究成果が明らかになるように具体的に記入すること。

4. 「F. 健康危険情報」について

- ・研究分担者や研究協力者の把握した情報・意見等についても研究代表者がとりまとめて総括研究報告書に記入すること。

5. その他

- (1) 日本工業規格A列4番の用紙を用いること。

- (2) 文字の大きさは、10～12ポイント程度とする。

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（総括・分担）研究報告書

松本サリン事の知見

研究分担者 那須 民江 中部大学生命健康科学部 特任教授

研究要旨

東京地下鉄サリン事件のアーカイブ化に於いて、松本サリン事件における知見の活用を検討した。

研究分担者氏名・所属研究機関名及び所属研究機関における職名

（分担研究報告書の場合は、省略）

A. 研究目的

松本サリン中毒事件は1994年6月27日の深夜に発生した。松本市地域医療包括協議会では「有毒ガス中毒医療対策専門委員会」を立ち上げ、「健康調査委員会」と「病・医院連絡検討会」を傘下に置き、調査を開始した。健康調査委員会では10年間にわたって中毒者の健康について調査を行った。この研究ではそのデータをアーカイブ化し、教訓を学ぶとともに、今後の同様な事件発生の際に資する情報を蓄積する。

B. 研究方法

本年度はどのようにデータを収集するか議論にあてた。松本サリン中毒事件の場合、多くのデータが報告書や論文化されている。しかし一部にはまだ論文化されていないものもある。論文化を急ぐとともに、松本サリン中毒事件にかかわるすべてのデータを収集する。今年度は計画の議論のみであったので、倫理面への配慮は不要であった。

C. 研究結果

議論した結果は次の通りである。1. 松本サリン中毒事件の報告書および論文を収集し、アーカイブ化に備える。2. 10年経過しても「目の疲れ」や「体の疲れ」といった自覚症状があるので、報告されている文献を参照にその原因を探る。3. 10年目の調査の結果を論文化する。4.

東京地下鉄サリン中毒事件の中毒者との臨床症状や自覚症状の違いを明らかにする。5. 可能であれば、12リットルのサリンが放出された場合の近隣住宅地へのサリン濃度シミュレーションを行い、中毒重症度や中毒症状とサリン濃度との関連性を明らかにする。

D. 考察

次年度の結果を待って考察する。

E. 結論

次年度の結果を待って結論を出す。

F. 健康危険情報 該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表（英文論文は旧姓Nakajimaを使用している）

1) Tamie Nakajima. Sarin Attacks in Japan: Acute and Delayed Health Effects in Survivors in the Matsumoto case. In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier (in press)

2. 学会発表

名古屋市消防学校における講義（中毒概論 - 基礎編、特殊災害事例 - 松本サリン中毒事件の検証、特殊災害事例 - タリウム等による中毒 2019年12月16日）

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
（総括・分担）研究報告書

東京地下鉄サリン事件における長期的な医学的影響の記録のアーカイブ化のための研究

研究分担者 山末 英典 浜松医科大学 精神医学講座 教授

研究要旨 東京地下鉄サリン事件の医学的影響の研究報告を概観した。PubMed検索で同定した45編の報告のうち、42編は国内施設から報告され、東京大学と聖路加国際病院からその7割が報告されていた。また45編の3分の1は長期的影響の報告だった。

A．研究目的

東京地下鉄サリン事件における長期的な医学的影響の記録のアーカイブ化のために、必要となると考えられる検討事項を挙げる。医学的観点からみた同事件は、単一で特定された化学兵器への暴露という国際的にも稀な事件であり、アーカイブ化によって次世代にその記録・知見をつなぐことは国内的にも国際的にも責務がある。

B．研究方法

令和元年度は、東京地下鉄サリン事件における医学的影響についての研究報告の概観を行なった。
（倫理面への配慮）倫理的な問題に触れない範囲で文献的検討を行った。

C．研究結果

PubMedで検索し("tokyo"[MeSH Terms] OR "tokyo"[All Fields]) AND ("railroads"[MeSH Terms] OR "railroads"[All Fields] OR "subway"[All Fields]) AND ("sarin"[MeSH Terms] OR "sarin"[All Fields])、89編の報告を同定した。総説や提言やコメントなど（36編）、動物実験（2編）、地下鉄サリン事件被害者のデータを含まない臨床報告（6編）を除くと、地下鉄サリン事件での急性暴露についての報告（30編）と長期的影響の報告（15編）が認められた。これらの45編中42編は国内施設からの報告だった。

D．考察

国内からの42編の報告はその多くが、東京大学21編（精神医学（10編）、公衆衛生（8編）、神経内科（2編）、法医学（1編））や聖路加国際病院8編など、同一施設からのもので、資料保管やアーカイブ化の倫理面の問題が解決出来れば、報告の元となっている診療録や研究資料にアクセス出来る可能性があると思われた。

E．結論

地下鉄サリン事件についての医学的影響の報告は国内の限られた施設から集中して行われており、資料保管やアーカイブ化の倫理的問題が解決出来れば、アクセスの可能性があるとと思われる。

F．健康危険情報

総括研究報告書にまとめて記入

G．研究発表

1. 論文発表
該当なし
2. 学会発表
該当なし

H．知的財産権の出願・登録状況
（予定を含む。）

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
特になし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
「東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録の
アーカイブ化のための研究（19CA2036）」
分担研究報告書

「医療記録のアーカイブ化にかかる阪神・淡路大震災等における知見の活用」

研究分担者 吉岡 敏治

森ノ宮医療大学副学長、（公財）日本中毒情報センター理事長

研究協力者 三瀬 雅史 （公財）日本中毒情報センター大阪中毒 110 番施設次長

研究協力者 波多野弥生 （公財）日本中毒情報センター大阪中毒 110 番施設次長

研究協力者 今田 優子 （公財）日本中毒情報センター課長

研究要旨

研究目的：本研究の最終目的は地下鉄サリン事件に関わるあらゆる資料を収集し、事件の全容を後世に伝えることと、同様の事態の発生防止と今後発生したときの適切な対応を可能とすることである。本年度の目的は、国際的にも例を見ない未曾有の人為災害である地下鉄サリン事件の記録を、社会的責務として後世の活用できる形式で残すためには、どのような手法でどこまでの記録を収集するかを検討することである。

研究方法：阪神・淡路大震災の数々の資料が集められ、アーカイブ化を進めている「人と防災未来センター」におけるアーカイブ化の目的、資料収集の対象組織、収集されている資料の種類、その収集手法等を参考に、地下鉄サリン事件のアーカイブ化のあり方を検討する。カルテのアーカイブ化については、わが国の毒ガス障害者の診療録のPDF化を進めている忠海病院の活動を訪問調査する。

結果および考察：アーカイブは公開が原則である。人と防災未来センターの先行例に見られるように、資料収集の選択と整理の基準は、使用目的に応じて決定することである。

サリン事件のアーカイブ化にあたっては、まずどこに、どういうデータがあるかを見極めること、すなわち、被災者の診療にあたった医療機関の診療録や事件に対応した関係機関（警視庁、東京消防庁、自衛隊等）の業務記録等、生データへの対応方針を決定することである。全ての写真や紙データをPDF化するのか、フォーマットを定めて内容を転記することで同時にデジタル化を図るかは結論が得られず、今後の議論による。

これら以外に収集すべき資料としては、出版物や報道資料、東京メトロの業務記録、裁判所の公判記録や証拠資料などが考えられる。なかでも事件やテロのアーカイブ化にあたっては、報道資料が有用である。もちろん、発災現場やサリン製造場所の写真や実物資料は、可能な限り関係機関から提供を受けたい。

人と防災未来センターでは、指定公共機関等のキーパーソンを対象に、大規模なOral History（聞き取り調査）が行われ、既存の資料とは異なる新たな非常に役に立つ情報が得られたという。東京地下鉄サリン事件から25年が経過し、失われた資料も多いと思われるが、prospectiveな聞き取り調査が行われ、録音やビデオ撮影とともに、その記録のデジタル化がなされれば、既存資料以上の有用な情報が蓄積出来るものと思われる。

次に発生するテロや事件に備えるためには、化学剤の歴史をたどる必要がある。第一次世界

大戦は化学戦争と言われており、第二次大戦では、化学兵器の使用はほとんどなかったが、大量の化学兵器が製造・保管された。近年の地域紛争（戦争）やテロにおける化学剤の使用についても、発生防止と対応のために、アーカイブ化すべきであると思われる。

第二次世界大戦中に広島県の大久野島では、びらん剤を中心に、大量の化学兵器が製造保管されていたが、この毒ガスの製造にあたった従業員とその家族の診療所として開院された忠海病院には、ピーク時には3000人が診療に訪れたという。長い経過を通じては4000例を超える毒ガス障害者がここで治療を受け、その診療録が今も保管されている。この診療録のすべてをコピーするPDF化が進められているが、東京地下鉄サリン事件の被災者の診療録を同様の手法で保存するか、必要項目を定めて転記しデジタル化を図るかはさらなる議論が必要である。

結論：わが国における化学兵器の歴史をたどり、東京地下鉄サリン事件の全容を後世に伝えるために、地下鉄サリン事件に関わるあらゆる資料を収集する。さらに事件に関わった組織のキーマンを対象にあらたなOral History（聞き取り調査）の記録を残す。

A．研究目的

一義的には、地下鉄サリン事件に関わるあらゆる資料を収集し、事件の全容を後世に伝えることである。もう一つの目的は同様の事態の発生防止と、今後発生したときの適切な対応を可能にすることである。

東京地下鉄サリン事件は、大都市において一般国民を対象に発生した無差別化学テロ事件である。事件以降、化学剤はテロの手段として認識されるようになり、諸外国ではその対策が進められた。昨年、事件を引き起こした死刑囚13人の死刑が執行され、事件から25年が経過して、サリン事件は人々の記憶から消えつつある。同じ年に発生した阪神・淡路大震災は、「人と防災未来センター」というハードとともに、あらゆる資料が集められ、人材が配置されて、現在もそのアーカイブ化が深化・進行しつつある。

本研究の本年度の目的は、国際的にも例を見ない未曾有の人為災害である地下鉄サリン事件の記録を、社会的責務として後世の活用できる形式で残すためには、どのような手法でどこまでの記録を収集するかを検討することである。

B．研究方法

1．人と防災未来センターの活動から

アーカイブ化の進んでいる自然災害を範とす

るため、阪神・淡路大震災の数々の資料が集められ、現在も関係者が当時手放せなかった被災資料（実物）や写真等を託す「人と防災未来センター」のホームページから活動実態を検索すると同時に、同センターを訪問し、アーカイブ化のこれまでの歩みと今も続く新たな研究活動の実態を把握する。令和2年1月21日に、人と防災未来センター事業部次長矢野敏隆氏と同震災資料専門員中平逢香氏の同席のもと、河田恵昭センター長から、アーカイブ化の目的、収集すべき資料の種類、収集対象組織、収集手法等を伺った。

2．忠海病院の訪問から

わが国は戦時中、広島県の大久野島で、大量の化学剤を製造・保管していたが、この化学剤の製造に関わった人々の診療を、当時から現在に至るまで担ってきた忠海病院における紙カルテのPDF化の実態を調査する。令和2年3月3日に、呉共済病院忠海分院事務部総括課長井上周一氏と事務課長高下俊哉氏の同席のもと、近藤圭一分院長から忠海病院の歴史やこれまでの毒ガス障害者の医療について説明を受け、その後高下氏の案内で、カルテ室や毒ガス障害者の相談室、剖検室等の案内を受けた。

3．診療記録の収集方法等について

本分担研究者の吉岡敏治は、阪神・淡路大震

災発生後、被災地内 48 病院と患者転送を受けた後方病院 47 病院で、発災 2 週間以内に入院加療された全症例 6107 例のカルテ閲覧調査を行うとともに、その後のクラッシュ症候群のフォローアップ調査を担当した。その際の症例収集フォーマットや（公財）日本中毒情報センターが有機リン中毒の症例調査用紙として活用しているフォーマットが、東京地下鉄サリン事件被災者のカルテのデジタル化に有用か否かを検討する。

また、全分担研究者が 2 回に渡って集まり、研究班会議が持たれたが、そのなかで、本分担研究の今年度の目的であるアーカイブ化の進め方に関する検討に関しては、この報告書に含めて、報告することにする。

（倫理面への配慮）

アーカイブ化に際しては、著作権・肖像権・プライバシー権等に係る法的権利処理課題をクリアする。また、平成 29 年 4 月 デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局:内閣府知的財産戦略推進事務局知的財産戦略本部）報告書「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会）」が出されたところであり、このガイドラインに沿う。

C . 研究結果

1 . 人と防災未来センターの活動から

阪神・淡路大震災は都市直下型の地震で、住宅については、全壊が約 10 万 5,000 棟、半壊が約 14 万 4,000 棟にのぼり、その下敷きになった人的被害は、関連死も含めて死者 6,434 名、行方不明者 3 名、負傷者 43,792 名という極めて甚大な被害となった。人と防災未来センターは、当時の状況を可能な限りデジタル化して集積し、単に次世代に語り継ぐだけでなく、地震やその他の大規模災害に対して、防災と減災を実現するべく災害に強いまちづくりに取り組んでいる世界に先駆けた施設である（図 1）。

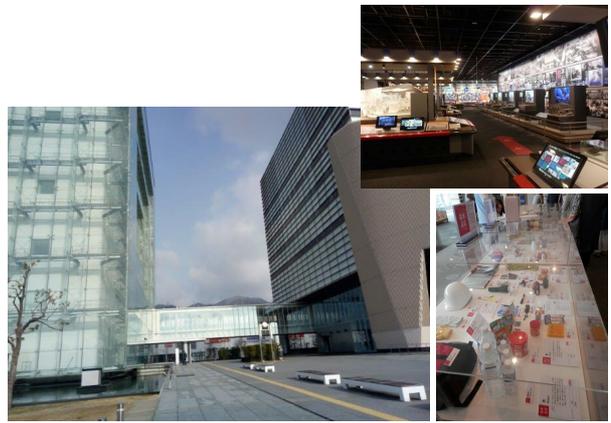


図 1. 人と防災未来センター

人と防災未来センター訪問結果と、訪問後 2 回にわたって開催された班会議での検討結果を合わせて、東京地下鉄サリン事件のアーカイブ化の要点として報告する。

1) 理念と人と防災未来センターにおけるアーカイブの状況

河田センター長の最も強く主張されたことは、後世の人々にとって、使い勝手のよいものを、資料収集の選択と整理の基準にすること、アーカイブをどのように使うかをあらかじめ考え、スタートから可能な限り使用目的に応じて収集内容を決めておくことの 2 点である。

アーカイブは公開が原則である。阪神・淡路大震災に限らず、東日本大震災や熊本地震など震災関連のアーカイブは、数多く立ち上げられており、立ち上げた組織の目的や財源も多用である。人と防災未来センターのホームページからの検討に加え、センター訪問時に、どんな資料をどれだけ集めているかを拝聴した。阪神淡路大震災の多くの被災資料（現物）や関係機関の業務記録（0 次情報）等はかなり失われたというが、3 人の専門職員が約 3000 点の 0 次情報を集めた。人と防災未来センターにはおよそ 19 万点の被災資料があるという。

日本は地震大国であり、地震被害の予防と対応には、これまでの地震災害の歴史を詳細に調査することと、次に起こる地震の被害想定が重要である。繰り返し発生したこれまでの震災の歴史は詳細に調査されている。震災の歴史がシ

表 1. 関係組織一覧（どこに事件のデータがあるか）

組織	担当部門等	備考
行政	内閣官房 危機管理室 厚生労働省 厚生科学課 ¥ 健政局 地域医療課 総務省・消防庁 警察庁 国家公安委員会、科警研	
現地関係機関	東京消防庁、松本市消防局 警視庁 東京都警察本部 ¥ 科捜研、長野県警 保健所（中央区、千代田区） 自衛隊	業務記録の確認調査
医療機関	東京都医師会、中央区医師会 聖路加国際病院、東大病院、信州大学 その他計 病院	記録等存在の確認調査
被災者の会	地下鉄サリン事件被害者の会 NPO法人リカバリーサポートセンター	
報道、その他	新聞各社、NHK、その他報道各社 東京地下鉄株式会社（東京メトロ） （公財）日本中毒情報センター	裁判所

ミュレーション研究の基本になるので、この情報は日本国内だけではなく、対象を世界に広げて収集したという。利根川、荒川の災害情報はセンター長の京大時代に 1000 年単位で集めた資料が持ち込まれている。

サリン事件のアーカイブ化にあたって、化学剤の歴史をたどる必要がある。第一次世界大戦は化学戦争と言われており、第二次大戦では、化学兵器の使用はほとんどなかったが、大量の化学兵器が製造・保管された。近年の地域紛争（戦争）やテロにおける化学剤の使用についても、歴史としてアーカイブ化すべきであると思われた。

2) どこに事件のデータがあるか（関係組織）

河田センター長の示唆の要点をまとめると、どこに、どういうデータがあるかをまず、見極める。業務記録等、生のデータ（0次情報）に直接当たる。0次情報がないとあとでどうしようもなくなる。基本となる根っこのデータから周辺のデータまで枝葉を伸ばして全体図を描くこと、図録をつくることである。

表 1 に研究班内で検討対象としてあがった関係組織を示す。アンダーラインの組織は発災現

場の救助活動から医療機関での治療まで、医療の観点からアーカイブ化をするべき活動を行ったと考えられる組織である。少なくとも地下鉄サリン事件の医療に関するアーカイブ化は、本研究班の活動により達成すべきであるが、これら鍵となる組織の活動記録についても可能な限り収集すべきである。表 1 の下段の報道、その他に分類したが、新聞社、放送局等の報道各社、また発災現場となった東京メトロ、情報提供を行った（公財）日本中毒情報センターの活動も重要で、ぜひアーカイブ化すべきと思われる。

事件後時間が経過しており、地下鉄サリン事件の生の情報は失われつつあり、既にアーカイブ化されている報道各社の情報も含めて、報道の情報が有用と思われる。報道各社のデータは一般に有料とされるが、河田センター長によると、30年後の公開を条件にすれば、権利放棄をしてもらえるという示唆があった。アーカイブ化して公開する資料として、裁判所が裁公判記録や証拠資料の提供に応じてくれるか否かは、まったく不明であるが、これも犯罪事件のアーカイブには極めて有用な資料と考える。

表2. 既存資料の種類と補足すべき資料

種類	対象	備考
(1)出版物	学術論文、単行本	検索結果の整理
(2)報道資料	まとめられている報道資料	既にアーカイブ化されている資料をどこまで整理するか
(3)写真、実物	オーム関係者、現地関係機関 医療機関、報道各社	関係機関、関係者に広く呼びかける
(4)業務記録	関係機関の業務記録、裁判記録、診療録、薬剤の供給	どこまで業務記録は保管されているか。予備調査
(5)Oral History (聞き取り調査)	警察、消防、保健所、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・やらないといけなかったこと ・やっではいけなかったこと ・次はどうすべきか

3) 資料の種類

アーカイブ化に際し、どのような集積すべき資料があるかを検討した。その結果を表2にまとめる。

(1)**出版物**: 既存の学術論文や単行本等をどこまで集めるかは別として、進歩した検索システムで網羅的に表示される検索結果は、分類・整理して保有すべきである。

(2)**報道資料**: 未報道の資料がどのように保存されているかは定かではないが、報道各社の保有する資料の多くはすでに公開されたものであり、これらの共有については、少なくとも有料であれば、簡単にアーカイブに応じてもらえるものと思われる。朝日新聞社の「阪神淡路大震災の取材映像アーカイブ」は、たいへん良く編集されていて見やすいものである。GIS (Geographic Information System: 地図情報) を冒頭の目次に使用し、その地域の被災状況が収録されており、当該地域の被災状況と実際に震災が起きたときに、その地域でどのように取材が進められて行ったかが良く分かる。それに対し、朝日放送アーカイブ「地下鉄に猛毒サリン 900人被害6人死亡」は、朝日新聞社の1995年3月20日付夕刊掲載記事をほぼそのままデータベース化し、保存したもので、この種のデータは選択と整理が必要である。NHKのプロジェクトX: 第164回「地下鉄サリン事件 救急医療チーム 最後の決断」も編集されたものであり、見やすいものではあるが、事件対応の一面を捕らえたものである。各社の保有する報道資料をどこまで整理するかが、今後の課題である。

(3)**写真、実物**: 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、多くの被災資料(実物)が集められているが(図1)、東京地下鉄サリン事件では発災時の救護所の看板、警察や消防指揮所の地図、オウム真理教の基地やサリン製造場所の現物など、恐らくほとんどは入手不能と思われる(現物は失われている)。

(4)**業務記録**: 全ての組織は業務記録として、生データ(0次資料)を持つ。整理のついていない紙情報は基本的に利活用できず、そのままでは収集しない。0次資料のデジタル化は多大な労力を要し、各組織に委ねざるを得ないが、それを共有して一元的に管理・発信することができれば、後世の利用する人々にとって使い勝手の良い基本情報になる。

(5)**Oral History(聞き取り調査)**: 人と防災未来センターでは、大規模なOral History(聞き取り調査)が行われ、録音、ビデオ撮影、記録の

デジタル化がなされている。対象は指定公共機関等のキーパーソンで、一人2,3時間に渡り、以下の3点に絞って、prospectiveに行われた。

・これはやらないといけない：

これはやらないといけなかった

・これはやってはいけない：

これはやってはいけなかった

・次同じことが起これば、どうすべきか

この調査により、既存の資料とは異なる新たな非常に役に立つ多くの情報が得られたという。阪急電鉄と阪神電鉄の対応の差、阪急電車が震災後全線高架になったことの原因が初めて分かった。聞きとり時、30年後の公開という条件にすれば、個人名も頻繁に登場するにもかかわらず、録音、ビデオ撮影が許可され、たいへん為になる内容が得られた。既に文字化、デジタル化も行っている。内容によっては、30年後ではなく、5年後、10年後の公開も考慮されているという。

東京地下鉄サリン事件に対応された現地関係機関の方々の多くは、既に定年退職された。しかし、NBC災害テロ対策研修や、特に国民保護CRテロ初動セミナーでは、退職後も、インストラクターとして活動をして下さっているのので、これらの人々の Oral History は最後のチャンスとして、是非残すべきである。

2. 忠海病院の訪問から

忠海病院は JR 呉線の忠海駅から徒歩 5 分の竹原市にあり、その訪問から得られた結果は以下のとおりである。

忠海病院は、第二次世界大戦中の昭和 17 年、大久野島の毒ガス工場、陸軍造兵廠忠海製造所で、化学剤の製造にあたった従業員とその家族の診療所として開院された。大久野島は忠海病院のある対岸の竹原市から、フェリーで約 10 分のところにある。島には毒ガス資料館と貯蔵庫跡等の廃墟があるが、今は野生化したウサギの住む観光地となっている。病院は、終戦に伴い東京第二陸軍造幣廠から忠海町に寄付、その後

日本医療団に移管された。日本医療団は、戦時中から終戦の翌年まで、全国の病院を管理した特殊医療法人である。日本医療団解散後、昭和 23 年に一時広島県に移管され、広島県立忠海病院と改称されたが、わずか 8 か月で政府職員共済組合連合会（現在の国家公務員共済組合連合会）に移管された。平成 12 年に呉共済病院に統合、国家公務員共済組合連合会呉共済病院忠海分院と改称されて、現在に至っている。

生存者は既に 10% を割り、毒ガス工場の職員だった生存患者の平均年齢は 94 歳となり、100 人を切ったが、学徒動員の生存者の平均年齢は 90 歳で、今もおよそ 200 人が通院中であるという。呼吸器疾患、耳鼻科疾患の自己負担金のみが現在も国費でまかなわれている。

1) 毒ガス障害者のカルテの保存

病院内には毒ガス障害者専用のカルテ室（図 2）があり、カルテの保存状態は極めて良好で、生涯をささげられた行武正刀先生やその後の関係者の努力の結果が伺われた。



図 2 . カルテ室 (忠海病院)

カルテ庫の隣室では 2016 年の電子カルテ化される以前の紙カルテを、画像診断はマイクロフィルム化し、検査結果も含めて、文字情報は全て PDF 化する作業が進められている。図 3 はその作業過程を示すが、何重にもかさねて張り付

けられた検査票を水を含ませた筆で湿し、丁寧に一枚一枚をはがしてコピーをとる作業には強い衝撃を受けた。剖検例もかなり存在するというので、カルテは極めて貴重な資料である。このPDF化が完了しても、なお0次情報である紙カルテは廃棄しない方針と伺った。ただ旧日本軍の製造した化学剤に神経剤はなく、びらん剤のマスタードやルイサイト、窒息剤のホスゲン、くしゃみ剤のジフェニルシアノアルシン、催涙剤のクロロアセトフェノン等が主たる製造保管された化学剤である。

2) 毒ガス障害者相談室

敷地内には、現在使われていない当時の剖検室や旧カルテ庫がある。「毒ガス障害者相談室」は、今も広島県職員が常駐して、月曜日から金曜日まで連日、各種医療相談に応じている。図4はそのプレハブを示すが、看板は、広島県毒ガス障害者相談室（大久野島毒ガス障害者団体事務所）となっていた。イランからびらん剤による角膜障害に関して相談を受けたことがあるが、大久野島の毒ガス障害者には角膜障害は存在しないということで、面体装着の効果と考えているということであった。

3 . 診療記録の収集方法等について

本研究の中心課題は、貴重な情報である当時の紙カルテを如何にアーカイブ化するかである。全分担研究者が2回に渡って集まり、研究班会議が持たれた際、（公財）日本中毒情報センターが有機リン中毒の症例調査用紙として活用しているフォーマットをその収集フォーマットとして提示した。しかながら、直接カルテのアーカイブ化を担当する分担研究者からは特に意見はなく、東京地下鉄サリン事件の被災者のカルテのデジタル化が今更有用かということに疑問を呈する意見もあり、実際にカルテのアーカイブ化を行うことになる次年度以降の課題とされた。

2016年の電子化前の紙カルテを、画像診断はマイクロフィルム化、検査結果も含めて、文字情報はPDF化する作業が進められている。



図3 . 毒ガス障害者カルテのPDF化

(忠海病院)



図4 . 広島県毒ガス障害者相談室

(大久野島毒ガス障害者団体事務所)

既にカルテの保管義務年限の5年を遙かに超えているので、とりあえず今年度は、東京地下鉄サリン事件の被害者を加療した医療機関を対象にカルテの保管状況を調査することになった。

D . 考察

河田センター長の言葉、「忘・伝・活・備：忘れない / 伝える / 活かす / 備える」がアーカイブ化の基本理念である。訪問約束の時間までに40分くらいあったので、一階受付階の展示を見学した。パンフレット置き場には、阪神・淡路大震災25周年記念事業の関連行事がたくさん紹介されていたが、とりわけ設置された大きな被災地図が印象深かった。図5に示すように、これは赤が全壊、オレンジが中等度の損傷、全焼は紫で示された住宅の被災地図で、タッチパネルで検索することができるものである。この地図は建物の被災状況をひとつひとつ確認、記録して作成されたというが、その膨大な資料

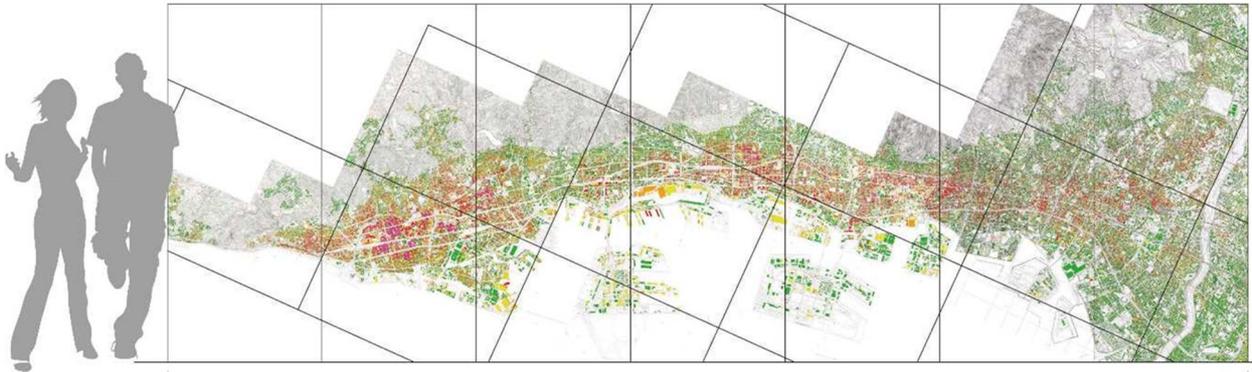


図5. 阪神・淡路大震災の被災地図（5千分の1:縦2.1m×幅6.3m）

を入力して地図を作成するにはどのくらいの人がどのくらいの時間をかけて作りあげたのか、はかりしれない。

化学災害において、東京地下鉄サリン事件に関する情報は、一部の関係者を除いて、現状では災害対策に十分に活用することができていない。松本サリン事件を含めて、東京地下鉄サリン事件に関する情報（記録）を後世に確実に残すとともに、さらなる調査、研究、対策の検討に容易に活用できるようにすること、特に一般国民の間において、広く記録を共有できれば、人と防災未来センターがめざしている防災、減災社会の実現につながる。

河田センター長は、単なる記録の保存、伝達から一歩進んで、今後起こり得るテロ災害による被害をシミュレーションし、利用者の属性に応じて、情報の検索方法（優先順位・重み付け）や活用方法（活用例）について、「水先案内」をすることが必要であると強く主張された。ビッグデータを集積すればするほど、統計学的知識や、近年発達した人工知能等のデータ解析技法を用いて内容の重複を整理し、データマイニングで情報をつかみ取ることが重要であると思われる。我々関係者はこの「水先案内」をする責任はあるが、そこに至るまでのデータ集積にはデータ解析の専門家が必要である。ただし、その一方で、特定の利用者層にデータをカスタマイズすればするほど、他の分野の人々には利用しにくいものとなりがちであることにも注意が必要である。

現地関係機関の業務記録は別としても、医療

機関のカルテ情報をどこまでどんな形式で収集するかは本研究班での主たる議論の対象であったが、必要事項の多くは既に論文化され、発行されており、カルテ情報はいまさら不要という意見と、0次情報（生のデータ）がないとあとでどうしようもなくなるという意見が半ばした。整理のついていない紙情報は基本的に不要であり、これからの時代はデジタル化が必須である。一般企業においても、保管しておきたい情報はデジタルアーカイブ化することが当たり前の世の中になっている。

アーカイブはこれまで述べてきたように公開が原則であるが、単なる公開に対しては、個人情報に含まれるカルテの提供は拒否されることがある。分担研究者は、阪神・淡路大震災で入院症例のカルテ閲覧調査を行ったが、目的とする研究と集めるデータのフォーマットを示せば、データ提供を拒否されることはまずないと考えられる。それでもデータ提供を拒否されたら、30年後の公開を条件にすれば、個人情報も含めてデータは提供されやすくなるという示唆が河田センター長からあった。

東京地下鉄サリン事件のアーカイブ化が一時の特別事業（もしくは研究課題）として行われたとしても、どこにその収集した資料を置くのか、また、単に公開するだけではなく、人と防災未来センターのように、事業として継続することが重要であることはいうまでもない。しかし、この事業継続は、とてつもなく高いハードルである。人と防災未来センターではホームページに示されているように、現在進行中の特定

研究プロジェクトだけでも、 地方自治体向け災害対応の要諦の改訂、 災害時ケアプラン作成事業の横展開、 避難所運営マニュアル作成手引きの開発（安全で高質な避難所の開設と運営の支援）、 災害時における自治体等と自衛隊との連携に関する研究、 防災教育と記憶継承に関する研究が進められている。

東日本大震災に関するアーカイブについてはほとんど話題にならなかったが、福島原発の津波災害については、高裁レベルの要求に合わせて、河田センター長主導で研究者向けにアーカイブ化したものがあるという。現在、熊本地震のアーカイブ化が進められており、熊本県知事公室を訪問してはという示唆があったが、筆者は同行できなかったため、結果は奥村主任研究者の報告に委ねる。

大久野島には昭和 4 年から昭和 20 年まで旧日本陸軍の毒ガス工場が設置され、大量の毒ガスが製造されていた。この間、多くの従業員が毒ガスによる障害を受け、戦後も長く続く後遺症に苦しんでいる。昭和 27 年、一人の肺癌患者が広島大学病院を訪れたのが大久野島毒ガス後遺症の研究の発端となり、旧従業員の登録と健康調査が始まった。6000 人の健康調査が続けられてきたが、そのうち忠海病院には 4000 例を超えるカルテが保存されている。結果の項で記したように、このカルテの P D F 化が現在も行われているが、現時点で使用することが困難であっても、この P D F 化されたカルテは、テクノロジーの進歩で新たな整理や解釈が出来るようになる可能性があり、必要な作業と思われた。化学剤の種類は異なるが、びらん剤を中心とした慢性的な少量曝露の医療記録と東京地下鉄サリン事件のサリン急性曝露の両方の医療記録のアーカイブ化がなされ、一元的に管理されることが望ましいと思われた。

E . 結論

わが国における化学兵器の歴史をたどり、東京地下鉄サリン事件の全容を後世に伝えるため

に、地下鉄サリン事件に関わるあらゆる資料を収集する。さらに事件に関わった組織のキーマンを対象にあらたな Oral History（聞き取り調査）の記録を残す。

F . 健康危険情報

（総括研究報告書にまとめて記入）

G . 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H . 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
Tetsu Okumura	全体の監修	WHO	WHO Public Health Response to Biological and Chemical Weapons: WHO Guidance:Blue Book 2020	WHO	Geneva	2020	in press
Tamie Nakajima	Part 1 THE Matsumoto case: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors	Gupta RC	Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed),	Elsevier	London	2020	in press
Tetsu Okumura, Toshiharu Yoshioka, and Tetsuo Satoh	Part 2 Tokyo Saitama Attack: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors	Gupta RC	Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed),	Elsevier	London	2020	in press
Hidenori Yamasue	Part 3 Structural Changes in the Human Brain Related to Sarin Exposure: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors	Gupta RC	Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed),	Elsevier	London	2020	in press

雑誌

なし

令和2年5月7日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 (公財) 日本中毒情報センター
所属研究機関長 職名 代表理事
氏名 吉岡 敏治 印

次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究
2. 研究課題名 東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 理事、メディカル・ディレクター
(氏名・フリガナ) 奥村 徹 オクムラ テツ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2020年 05月 14日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿~~
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 (医) 東明会原田病院

所属研究機関長 職名 理事長

氏名 理事長 原田直



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究
2. 研究課題名 東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 理事長補佐
(氏名・フリガナ) 前川和彦 (マエカワ カズヒコ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 2 年 4 月 1 日

厚生労働大臣 殿

機関名 聖路加国際大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 堀内 成子



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究

2. 研究課題名 東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 聖路加国際病院・部長

(氏名・フリガナ) 石松 伸一・イシマツ シンイチ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和2年5月14日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 中部大学
所属研究機関長 職名 学長
氏名 石原 修



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究事業
2. 研究課題名 東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 生命健康科学部 特任教授
(氏名・フリガナ) 那須 民江 (ナス タミエ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

松本サリン中毒に関しては、これまで既に報告されたものについて議論された。

令和2年度は、新たに研究するものについては倫理審査委員会の承認を受けて行う。

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

平成 2年 5月 1日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人浜松医科大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 今野 弘之



次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究事業

2. 研究課題名 東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 精神医学講座・教授

(氏名・フリガナ) 山末英典・ヤマスエヒデノリ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2020年 4月 25日

厚生労働大臣 殿

機関名 森ノ宮医療大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 荻原 俊男



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働科学特別研究
2. 研究課題名 東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 森ノ宮医療大学 大学院 教授、副学長
(氏名・フリガナ) 吉岡 敏治・ヨシオカトシハル

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。